

まちづくり女性会議に参加しませんか

女性の感性を生かしたまちづくりを進めるため、本年度も「まちづくり女性会議」を開催します。皆さんも参加して、一緒に松前町を魅力ある町にしていきたいませんか。

▼対象 この取り組みに興味のあるおおよね40歳までの女性

▼日程 10月までに全4回(土曜日から日曜日の午前中(予定)に開催)

▼内容 「快適で、文化的で、おしゃれなまちづくり」をテーマに、町をおしゃれにするアイデアを自由に出し合います。

▼定員 30人程度(応募多数の場合は抽選)

▼申し込み方法 申込書を郵送、

FAX、メールするか、窓口に参加してください。

※申込書は町ホームページからダウンロードできるほか、総務課窓口にあります。

▼締め切り 5月31日(水)

▼その他 報酬はありません。

▼申込先・問い合わせ 伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町役場総務課企画政策係

☎985-4103 FAX985-4148

✉33lksaisaku@town.nasakichime.jp

松前町国民健康保険に加入している皆さんへ
医療費のお知らせ月を変更します

平成29年3月診療分から、毎月送付していた「医療機関を受診したときの医療費総額」のお知らせを2カ月ごとに変更します。

このお知らせを健康管理に役立て、適正な受診を心掛けましょう。

●保険課医療保険係

☎985-4107

◎お知らせの送付月(年6回)

29年3・4月診療分	7月
5・6月診療分	9月
7・8月診療分	11月
9・10月診療分	30年1月
11・12月診療分	3月
30年1・2月診療分	5月

障がいのある人の
自動車税・軽自動車税を減免します

自動車税または軽自動車税を(1台に限り)減免します。

▼対象 障がい者本人が所有する自動車(18歳未満または療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持っている人は、その人と生計を一にする家族の所有車も含む)を次のいずれかの人が運転する場合

- ①障がい者本人
- ②障がい者と生計を一にする家族
- ③障がい者だけの世帯の障がい者を常時介護する人

▼減免の対象となる障がいの範囲 左表のとおり

▼申請に必要なもの

【自動車税・軽自動車税共通】

- ①各種手帳②運転免許証(運転者のもの)③納税通知書(軽自のみ)④印鑑(シャチハタ不可)⑤納税義務者

の「個人番号カード」か「通知カードなどの番号確認書類と運転免許書などの身元確認書類」(軽自のみ)

【自動車税】

- ①自動車検査証②生計同一者か常時介護者が運転する場合は①生計同一証明書か常時介護証明書②通学・通園・通所証明書、通院証明書か通勤・生業証明書(いずれも条件あり)※戦傷病者手帳を持っている人はお問い合わせください。

※軽自動車税は、納税通知書が届いてから申請にお越しください。

▼申請期限 5月24日(水)

▼申請先

(自動車税)県中予地方局課税課
自動車税担当 ☎909-8754
(軽自動車税)税務課町民税係

☎985-4110

◎身体障がい者手帳の区分

障がいの区分	本人が運転	生計同一者、 常時介護者
視覚障がい	1級～4級	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能、言語障がい又はそしゃく機能の障がい	3級 (喉頭摘出だけ)	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	1級・2級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	1級～6級	1級～3級
心臓機能障がい		
じん臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級・3級	
小腸の機能障がい		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		
肝臓機能障がい	1級～3級	

◎療育手帳の区分 A 判定

◎精神障がい者保健福祉手帳の区分 1級

学生納付特例制度について

学生納付特例制度は、20歳になって国民年金に加入したものの、所得が少なく保険料の納付が難しい学生が、申請を行うことで納付期間が猶予される制度です。

ただし、承認された期間は、将来受け取る老齢年金額の対象期間に含まれないため、受給額が減額されます。減額分は、追納制度を利用して、満額に戻すことが可能です。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

※この制度で「学生」とは、大学（院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、一部の海外大学の日本分校に在学する人で、夜間・定時制・通信課程の人も含みます。

▼審査の方法 一般の免除申請と違い本人の所得のみで審査します。

▼手続き 町民課か松山西年金事務所に、年金手帳、学生証（有効期限記載）か在学証明書、印鑑（シヤチハタ不可）、離職票（前年の所得がある人を持参して申請してください）。

▼手続きの簡素化 前年度に学生納付特例制度の承認を受け、ハガキ様式の申請書が届いた人は、必要事項を記入してポストに投函すると、学生証や在学証明書を添付することなく継続の申請ができます。

問 町民課住民係

☎ 985-4106

松山西年金事務所所国民年金課
☎ 925-5175

平成29年工業統計調査を行います

6月1日、従業者4人以上の全ての製造事業所が対象となる「平成29年工業統計調査」が行われます。

この調査では、従業者数や製造出荷額などを調べ、結果を中小企業施策や地域振興などの基礎資料に活用します。

5月下旬から、調査員証を持った調査員が調査票記入のお願いに事業所を訪問しますので、ご協力お願いします。なお、調査の内容は統計上の目的以外には一切使用しません。

問 財政課統計電算係

☎ 985-4101

平成28年度フレッシュBOXに32件 貴重なご意見ありがとうございました

平成28年度中に、フレッシュBOX（意見箱）に寄せられたご意見やご要望などは32件でした。

この制度は、町民の皆さんの町政に対するご意見などから、施策などを見直し、松前町をより暮らしやすい町にしていこうとするものです。寄せられたご意見などには、担当課が文書や電話などで可能な限り回答し、改善を目指します。

【28年度改善例】

（意見） ごみ回収車が時間調整のため待機しているので窓が空けにくい↓待機場所を近隣住民の皆さんの環境や騒音に配慮した場所に移動させました。

松前町はあなたにとって暮らしやすい町でしょうか。ご意見などをぜひお寄せください。提出の際は、住所、氏名、電話番号などを記入してください。

【意見・要望方法】

▼フレッシュBOX

…役場庁舎 1階ロビー



寄せられた意見の内訳	
道路、水路整備	2件
環境・ごみ問題	6件
教育・文化	5件
窓口	9件
施設管理	5件
その他（町の管理外の施設への要望など）	5件
合計	32件

農家の皆さんへ

農業での野焼きのルールを守りましょう

野焼きは、法律で禁止されていますが、農業を営むためやむを得ないものは例外で認められています。

▼農業を営むための野焼きの例

・稲わら、麦わらなどの焼却
・害虫駆除のための枯れ草の焼却
※農業用廃ビニールなどの焼却は認められていません。

▼やむを得ず野焼きを行う場合

まずは野焼き以外の処分方法を考え、やむを得ず右記の野焼きを行う場合は、次の点を守りましょう。

【①実施前】

・消防署に届け出をする（届け出は消防署が事前に野焼きを知るため、野焼きを容認するものではありません。電話・口頭も可能です）。

・周囲の住宅環境に配慮し、声掛けを行うなど苦情が出ないよう努め、目を離さず焼却できる体制を組む。
・わらや草はよく乾燥させ、大量の煙が出ないように工夫する。
・すぐに消火できるように水バケツ、消火器などを準備する。
・風向きを十分考慮し、風が強い日や空気が乾燥している日は避ける。

【②実施中】 風の影響で周囲に影響が出始めた場合は中止する。

【③実施後】 日中で作業を終わらせ、消火したことを必ず確認する。

問 産業課農業振興係

☎ 985-4119

松前消防署

☎ 984-3404

第48回郷土を美しくする清掃を行います

本年度も、町内の公共の場所にあるごみや雑草などを取り除く「郷土を美しくする清掃」を行います。

▼日時 6月3日（土） 9時～

※雨天時は、6月17日（土）に延期します。

▼場所 塩屋海岸、北黒田・新立海岸、松前港内港、行政区の指定場所など



問 町民課生活環境係

☎ 985-4117

犬・猫の不妊去勢手術を助成します



飼い犬・猫の不妊去勢手術の費用を助成します。

▼補助対象

①平成29年4月1日～30年3月31日までに手術をしていること

②飼い主は、町内在住で、動物取扱業を行っていないこと

③犬は、登録し、29年度の狂犬病予防注射済票が交付されているか、29年度中に予防接種を受けていること

④町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないこと

▼補助件数 犬・猫合わせて先着

140頭
▼補助金額 2300円

▼申請方法 手術後、獣医師から証明をもらった上、補助金交付申請書、補助金請求書、税情報等開示同意書を提出してください。

※申請書類は町民課窓口で配布しているほか、町ホームページからダウンロードできます。

▼受付期間 30年3月31日まで

▼申請先・問い合わせ

町民課生活環境係

☎ 985-4117

平成29年度 水道検針・集金事務委託者

	委託者名		担当地区
	黒瀬 志穂	宗意原・今新開	
検針員	大石 知津	北黒田・宗意原・新立	
	佐藤 美佳	北黒田・南黒田	
	楠野 千恵子	北黒田・新立・宗意原	
	稲場 真由美	神崎・塩屋	
	加藤 初恵	大間・昌農内	
	増田 恵美	新立・本村	
	平野 さつき	上高柳・恵久美・横田	
	坂本 豊	筒井・塩屋	
	戎屋 多恵子	筒井	
	矢野 ちさと	西古泉	
	池内 桂子	北川原・南黒田	
	山本 真紀	西高柳	
	渡瀬 紀代	徳丸・中川原・出作・鶴吉	
	増田 弥生		
集金員	川中 知枝	永田・東古泉・大溝	
	森本 由記美	南黒田・北黒田・宗意原・筒井	
	堀部 一美	本村・筒井・西古泉	
	松本 正子	新立・宗意原	
	戒田 京子	塩屋	
	阪東 利美	塩屋	
	西森 文子	北黒田	
	大野 光	新立	

※ 担当が細かく分かれている地区もあります。

問 上下水道課業務係 ☎ 985-4133

臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します



申請書は5月下旬、支給対象と見込まれる人に郵送する予定です。
▼対象者 平成28年1月1日時点で松前町に住民票があり、28年度の町民税が非課税の人(町民税課税者

の扶養親族、生活保護者などは除く)
▼支給額 支給対象者1人につき1万5000円
福祉課障がい福祉係
☎985-4112

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員が相談に応じます

人権問題でお困りの人は、人権擁護委員か松山地方事務局(☎932-0888)に相談してください。町でも月に1回、人権擁護委員が相談に応じています(相談無料、秘密厳守)。

《町の人権擁護委員》

田中安男さん
=大溝=武智和孝さん
=西古泉=石丸幸子さん
=筒井=水本諭さん
=新立=松田雅子さん
=鶴吉=平井章能さん
=昌農内=

《町の人権相談》

▼日時 毎月第4水曜日(祝日の場合は翌日) 10時~15時

▼場所 文化センター2階

▼電話番号 ☎985-11313

●相談窓口を特設します

6月1日の「人権擁護委員の日」に、相談窓口を特設します。

《町の人権相談》

▼日時 6月1日(木)10時~15時
※場所、電話番号は右記と同じ。

《法務局電話相談》

▼日時 6月1日(木)9時~21時
相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

▼電話番号 (フリーダイヤル)

☎0120-459-737

問 社会教育課人権教育係

☎985-4137

「守ろう人権 なくそう差別」

2017 明るい人権の町づくり大会

- ◎日時 5月13日④13時~(受け付け12時30分~)
- ◎会場 文化センター 広域学習ホール
- ◎内容 合唱 ひまわり少年少女合唱団(13時~)
開会行事(13時20分~)
記念講演(13時50分~)
講師 俳優 水澤 心吾 さん
演題 一人芝居「決断 命のビザ ~SEMPO 杉原千畝物語~」
※手話通訳がつかます。
閉会行事(15時20分~)

◎参加費 無料

※ 無料託児あります。希望者は事前に社会教育課へ。

問 社会教育課人権教育係 ☎985-4138

◎講師紹介

水澤 心吾 さん

滋賀県生まれ。19歳で上京し、昭和49年「劇団俳小」に入団。昭和52年「天守物語」で坂東玉三郎の相手役に



選ばれ、本格的に俳優の道を進む。以後、テレビ・ドラマ、映画、舞台を中心に活躍中。その傍ら、ビジョン心理学、哲学を学び、セラピストや心理トレーナーとしても活躍しており、各地で講演を行っている。